

【書面申請用】

令和 7 年 度  
役 務 提 供  
競争参加資格審査  
申請書提出要項

近江八幡市総務部 管財契約課

## 近江八幡市役務提供競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する役務提供の競争入札に参加を希望する方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は令和 7、8 年度発注分（2 年間）について有効です。

1 審査基準日 令和 6 年 12 月 1 日

2 受付期間、時間、場所及び提出方法

(1) 受付期間 令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 13 日（金）まで

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 受付場所 近江八幡市役所 3 階 管財契約課

(4) 提出方法 ①持参（ただし、土日は除く）

②郵送又は宅配便（以下「郵送等」という。）

期日については、令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時必着

発送先

〒523-8501

近江八幡市桜宮町 236 近江八幡市総務部管財契約課 宛

封筒に「役務提供競争参加資格審査申請書在中」と朱書きすること

なお、持参していただいた場合についても、後日審査し、受領書等を送付しますので必ず返信用封筒を提出してください。

3 提出部数 1 部

4 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。

(2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。

(3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員及びその支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

(4) 業務に関し、法律上必要とする許可・登録・資格を受けた者であること。（その必要がない業務については除く。）

(5) 申請される事務所において、技術職員及び事務職員の適正な配置で業務が行われていること。

(6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 3 及び近江八幡市税条例（平成 22 年近江八幡市条例第 77 号）第 44 条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。（対象者がいない者及び市外で登録する者を除く。）

5 有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間

6 入札参加希望業務

- (1) 入札参加希望業務は、別表 1 に掲げるとおりで、入札参加が認められるのは、1 業者 5 業務以内とする。
- (2) 測量・建設コンサルタント等競争参加資格審査の建設コンサルタント業務を登録申請される方で、役務提供競争参加審査申請の調査・コンサルティング業務を希望される方は別にこの申請をすること。

7 用語

市 内 近江八幡市内の本店（本社）又は支店（営業所）で登録しようとする者

市 外 近江八幡市外の本店（本社）又は支店（営業所）で登録しようとする者

**市内（県登録）** 近江八幡市内の本店（本社）又は支店（営業所）で登録しようとする者のうち、滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格を有する者（予定を含む）※

**市外（県登録）** 近江八幡市外の本店（本社）又は支店（営業所）で登録しようとする者のうち、滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格を有する者（予定を含む）※

※入札等における取扱いは変わりませんが、提出書類を一部省略することが可能です。

8 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

- ① 提出書類を下記番号順（(2)①～⑦）にフラットファイル（A 4 桃色系）に綴じて提出すること。
- ② フラットファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。
- ③ (2)⑧返信用封筒についてはフラットファイルに綴じこまないこと。持参の場合は外れないようにダブルクリップ等で挟み、郵送等の場合は同封すること。

(2) 提出書類

滋賀県有資格者名簿に登録されている県登録業者の方につきましては提出書類の一部が省略されますのでご確認ください。

提出書類		市内	市外	市内 (県登録)	市外 (県登録)
フラットファイル（A 4 桃色系）		○	○	○	○
①提出書類整理表		○	○	○	○
②競争参加資格審査申請書 【指定様式 1】		○	○	○	○
③登録証、許可証、認定書、資格証等（写） （該当する業者のみ）		△	△	△	△
④納税証明書（写）※1 （未納がないことを証するもの）	国税	○	○		
	都道府県税	○	○		
	市税	○		○	
⑤商業登記簿謄本（写）※1（法人のみ）		△	△		
⑥誓約書 【指定様式 2】		○	○	○	○
⑦滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査申請の結果通知（写）				○※2	○※2

⑧返信用封筒

○ ○ ○ ○

※1 審査基準日より3箇月以内のものに限る。

※2 申請時点で、滋賀県の結果通知(写)を添付できる場合に限る。後日提出は認めない。  
「○」については必須項目、「△」については該当する場合のみ提出が必要

9 提出書類作成上の留意事項

(1) 文字は黒インキ又は黒ボールペンを使用して、楷書でわかりやすく記入すること。

(各枠内に入るゴム印又はタイプは可)

(2) 記載要領等について

① 提出書類整理表――(全業者必須)

ア 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、フラットファイルに綴じこむこと。

② 競争参加資格審査申請書――(指定様式1)(全業者必須)

ア 新規・更新の区分：近江八幡市の名簿に初めて登録する場合は新規、過去に一度でも登録がある場合又は現在登録の希望業種を変更したい場合は更新にチェックすること。

イ 申請日：持参する場合は持参日、郵送等にて提出する場合は発送した日を記入すること。

ウ 申請者：住所、商号又は名称及び代表者氏名は、本社(本店)について記載すること。

なお、個人事業主の場合は屋号等の商号も必ず記入すること。

エ 委任先：本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。(委任先がない場合は空白で可)

オ 担当者氏名及び連絡先：本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

カ 希望業務：別表1を参照のうえ、業務コード・具体的な業務内容(取扱いメーカー、特殊技術等詳しく)を記載すること。

キ 許可・資格等の名称：別表1を参照のうえ、③のとおり登録証、許可証、認定証、資格証等を添付すること。なお、法律上の許可等を必要としない業務については、提出の必要はない。

ク 経営規模：営業年数を記入すること。

ケ 従業員数：常勤の役員を含む技術職員及び事務職員の合計数(正規雇用者のみ)を記載すること。

③ 登録証、許可証、認定証、資格証等(写)――(発行官公署の様式)(該当する業者のみ)

ア 業務に関し、法律上必要とする許可・登録を受けている者で希望業務とする場合は、許可証等の写しを提出すること。

イ 許可・登録の必要がない業務を希望する場合は、提出の必要はない。

④ 納税証明書(写)――(発行官公署の様式)(県登録は一部省略可)

ア 下表で該当するものを提出すること。

市内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
市外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
市内(県登録)	I 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの 国税・県税は省略可
市外(県登録)	いずれも省略可

イ 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

ウ 国税に未納がない証明(交付場所：本店所在地を所轄する税務署)

以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

本店所在地の税務署で交付する未納税額のない証明書（その3）又は、  
法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）  
個人の場合：「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

※消費税及び地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている場合は、以下のいずれかの書類の提出を提出してください。

- ① 納税証明書（その1）
- ② 納税猶予許可通知書

エ 都道府県税に未納がない証明（交付場所：各（都道府県）税事務所）

本社登録する場合は本社の所在する都道府県の、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせ下さい。

なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近1事業年度分の「法人県（都道府）税」「法人事業税」の納税証明書（未納がないもの）の提出で可とする。

オ 近江八幡市税に未納がない証明（交付場所：近江八幡市役所）

収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。証明書の発行については手数料、委任状等必要となりますので事前に収納課にご確認ください。

※新規法人化したばかりで証明書が発行できない方に関しては、「法人設立（開設）申告書」又は「個人事業の開業届出書」を提出すること。

⑤ 商業登記簿謄本（写）――（管轄法務局の様式）（**県登録は省略可**）

ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。

イ 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

⑥ 誓約書――（指定様式2）（**全業者必須**）

ア 近江八幡市暴力団排除条例（平成23年近江八幡市条例第25号）第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、支店での登録であっても本社（本店）について記載すること。（本人の署名の場合は押印不要。押印する場合は実印を使用のこと。）

⑦ 滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査申請の結果通知（写）――（**県登録のみ必須**）

ア 滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る有資格者名簿に登録（予定）の者で市内（県登録）又は市外（県登録）で登録を希望する者のみ提出すること。

イ 最新（令和7年度有効）のもので必ず結果通知を提出すること。

ウ 県登録で申請する場合において、滋賀県の登録とは別の営業所等での登録を希望する場合は、滋賀県に登録した本店（又は営業所等）がある都道府県と、本市に登録を希望する営業所等（又は本店）がある都道府県が同一である場合にのみ可とする。

エ 本市に申請する時点で、滋賀県からの結果通知が添付できない場合は、認めない。

⑧ 返信用封筒――（**全業者必須**）

ア 提出方法が持参・郵送どちらの場合でも後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し、110円切手を貼付したもの）を同封すること。

イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付いたします。

ウ 物品・役務の両方とも申請の場合は、それぞれ1枚ずつの計2枚を提出すること。

10 申請書提出における注意事項

(1) 申請受付期間以外では受付しない。

(2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合又は提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

#### 1 1 申請書提出後の変更届

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参又は郵送等とする。
- (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

#### 1 2 登録取消等の処置

- (1) 競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止等の措置を講じることがある。
- (2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務運営が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

#### 1 3 その他

- (1) 入札参加希望業種の変更は、次年度以降に新たな申請により受け付けるものとし、競争参加資格審査申請書変更届による受付は行わない。
- (2) 近江八幡市ホームページにて、本要項に関する補足の掲載、よくある質問等に回答することがあるので確認して下さい。

#### 1 4 問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523 - 8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電 話 0748-33-3111 (代表) 内線 416, 421  
0748-36-5557 (直通)

別表 1

## 業 務 コ ー ド 表

## 【建設関係維持管理業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
300	上下水道施設等 維持管理・運転管理業務	ポンプ場、浄水場(下水道処理施設維持管理者)、上下水道管のテレビ調査、漏水調査、清掃・洗浄	
301	プラント施設等 維持管理・運転管理業務	処分場、し尿処理場、ゴミ処理場、火葬場	
302	除草・剪定・治山関係業務	公園・道路の除草、剪定、薬剤散布 治山事業(伐採、植樹)	
303	文化財・遺跡発掘業務		
304	環境調査業務(計量証明)	水質、大気、騒音、振動、濃度、ダイオキシン等	
305	その他建設関係の維持管理・調査・分析に関する業務	プール(濾過設備) 他	

## 【調査・コンサルティング業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
310	行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング業務	地域開発計画、まちづくり 等 経済、情報、世論、情報収集、意向調査 等 福祉、医療 環境整備、環境アセスメント その他の分野	

## 【電算処理関係業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
320	システム開発・改修業務	自治体むけ各種情報システムの開発・改修	
321	電算処理・入力業務		
322	インターネット・IT 関連業務		
323	上記の保守サービス業務		
324	その他の電算処理に関する業務		

## 【建築物管理業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
350	建築物清掃業務	建築物清掃業	建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
351	貯水槽衛生管理・清掃業務	建築物飲料水貯水槽清掃業、環境衛生一般管理業	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
352	環境測定・分析業務 (建築物内)	飲料水・水質・空気 他	建築物空気環境測定業、建築物飲料水水質検査業又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
353	害虫駆除業務 (建築物)	建築物ねずみ・こん虫等防除業	建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書
354	各種設備保守点検 ・維持管理業務	消防設備、機械設備、音響設備、放送設備、通信設備、空調設備、自動ドア・エレベータ 等	
355	その他建築物の管理に関する業務		

## 【広告・企画関係業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
360	広告企画業務	広告制作、広報宣伝、イベント企画、デザイン企画、催事・展示会場設営 等	

## 【リース業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
370	各種リース業務 各種レンタル業務	事務－事務機器、OA・パソコン関係機器 建設－ハウス・トイレ (プレハブ)、建設機械 福祉－介護用品、福祉用具 医療－医療機器、医療用具、リネンサプライ 通信－通信機器、電子機器 車両－一般車両、特殊車両 特殊－スポーツ機器、産業機械、工作機械 消耗品－事務用品、清掃用品、式典・催事用品	〈レンタカーの場合〉 道路運送法による自家用自動車有償貸渡業許可証



## 【その他サービス業務】

業務コード	業 種	摘 要	必要な添付書類
380	人材派遣業務	一般労働者派遣事業	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律による労働者派遣事業許可証、一般労働者派遣業許可証又は特定労働者派遣業届出書
381	介護サービス業務	介護保険法、指定在宅介護支援事業所 各種介護サービス	
382	給食サービス業務		
383	警備保障業務	機械警備、有人警備、交通誘導警備 等	警備業認定証、機械警備業受理証、機械警備業務管理者資格者証又は警備員指導教育責任者資格者証（交通誘導警備は不要）
384	運送輸送・引越業務		貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業許可証、貨物軽自動車運送事業届出書
385	廃棄物収集運搬・処理業務	産業（医療）廃棄物収集運搬（処理）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可証
386	教育関係業務	コンピューター教育、人材育成 等	
387	行政事務関係業務	図書登録、医療事務、受付事務、電話交換、 情報管理、記録、封入封緘 等	
388	その他の業務 （上記に分類されない業務）	バス運行、旅行斡旋、健康診断、臨床検査、 クリーニング、デジタル撮影・編集 他	